

下 長 第 2 6 7 8 号
平成 2 7 年 9 月 1 日

各 有 料 老 人 ホ ー ム 事 業 者 様
各 サービス付き高齢者向け住宅事業者 様

下 関 市 長 中 尾 友 昭
(公 印 省 略)

下 関 市 有 料 老 人 ホ ー ム 設 置 運 営 指 導 指 針 の 一 部 改 正 等 の お 知 ら せ に つ い て (通 知)

初秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から、高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、以下の内容について通知しますので、入居者の他、ホーム等の管理者及び職員にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 下 関 市 有 料 老 人 ホ ー ム 設 置 運 営 指 導 指 針 の 一 部 改 正 に つ い て

この度、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知別添 最終改正平成 27 年 3 月 30 日)が発出されたことに伴い、当市においても、標記指導指針の一部加筆及び修正を行いました。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の事業者様におかれましては、当該指針等に基づき、入居者の尊厳を確保しつつ福祉の向上を図るとともに、今後も優良な施設運営に向けて努めていただきますようお願いいたします。

なお、当該指針等につきましては、下記のとおり当市ホームページに掲載しておりますので念の為申し添えます。

【下 関 市 有 料 老 人 ホ ー ム 設 置 運 営 指 導 指 針 等 掲 載 先】

- ・ホーム>事業者の方へ>事業者向けリンク集>下関市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正等について (通知)
- ・ホーム>事業者の方へ>保健・福祉>福祉関係情報>下関市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正等について (通知)
- ・ホーム>申請書ダウンロード>福祉・医療>下関市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正等について (通知)

2. 事故報告の範囲の変更について

老人福祉施設等において、入所者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族に連絡を行うこと、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を「事故報告書」として市へ報告することとなっておりますが、この度、事故報告の範囲について見直しを行いましたので、通知します。

新たな事故報告の範囲等につきましては、フロー図を上記1とともに当市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、当該フロー図は介護保険課と共通した内容であることを念の為申し添えます。

3. 臨時食品営業（バザー）の届出について

ホームの運営方針上、様々なレクリエーションを実施されたり、地域交流行事を開催されたりする事業者様もいらっしゃるかと存じますが、社会福祉事業関係団体が不特定多数の方に対して食品を提供する場合などには、保健所への届出が必要となる場合がございます。

今後、同様の行事を開催される場合は、事前に必ず保健所へ相談していただきますようお願いいたします。

【臨時食品営業（バザー）の届出に係る掲載先】

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1105078788585/index.html>

- ・ホーム＞市民の方へ＞届け出・証明＞その他＞臨時食品営業（バザー）の届出
- ・ホーム＞事業者の方へ＞保健・福祉＞食品・生活衛生＞臨時食品営業（バザー）の届出
- ・ホーム＞市民の方へ＞健康・医療＞食品・生活衛生＞届け出＞臨時食品営業（バザー）の届出

〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市福祉部長寿支援課 施設係

電 話：083-231-1168

F A X：083-231-1948